

「監査委員会議」会議録

日時	平成30年11月8日(木) 13時30分 から 17時25分 まで	① 定例会 2 臨時会 3 その他	① 監査委員室 2 その他
出席者	監査委員	事務局	関係人
	福田委員 丹羽委員 黒川委員 小川委員 4名	監査事務局長 監査事務局次長 監査第二課長 特別監査室長 工事監査室長 監査係長、監査第一係長、 監査第二係長、工事監査係長 主査2、主事9、技師4 24名	
議 題 概 要	<p>1 住民監査請求の審議について          前回までの審議内容をふまえ、事務局にて整理した資料を基に審議を行い、委員より、「監査委員の事実認定、判断」について、「請求人と当局で認識が異なる部分については詳細に記述すべき」との意見があった。          また、委員の判断が分かれる部分があり、次回の会議で引続き審議することとなった。</p> <p>2 工事の現地監査(案)について          ・住宅都市局現地監査          ・上下水道局現地監査          事務局から説明を行い、原案のとおり了承された。</p> <p>3 措置通知・未措置理由(案)の公表について          事務局から説明を行い、原案のとおり了承された。</p>		

# 監査委員定例会

日時：平成30年11月8日（木）

午後1時30分～

場所：監査委員室

- 議題1 住民監査請求の審議について  
・名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求
- 議題2 工事の实地監査（案）について  
・住宅都市局实地監査  
・上下水道局实地監査
- 議題3 措置通知・未措置理由（案）の公表について
- 議題4 出納検査（6月、7月）の報告について

日 程

## 議題1 住民監査請求の審議について

1 監査対象事項

請求人は「基本設計が未完成である」ことから次の3つの措置を求めている。

- ①基本設計代金の支払いは、違法な公金の支出であり、市長に対し基本設計代金8億4,693万6千円を市に賠償するよう求める。
- ②実施設計の契約は無効であり、その解除を求める。
- ③本件事業の停止を求める。

したがって、名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約（以下「基本設計契約」という。）が適正に履行されているかどうかを監査対象事項とする。

2 監査対象事項に対する監査委員の判断

基本設計契約が適正に履行されているかどうかは、

「基本設計契約において本市が求めている成果物が、適正に納品されているか」から判断する。

番号	請求人の主張	当局の主張	監査委員の事実認定、判断（事務局案）
(1)	<p>本件事業は国の特別史跡である名古屋城跡内において名古屋城天守建物を木造復元するものであることから、執行の以前に文化庁への届け出が必要となり（文化財保護法第百二十五条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第一条）その現状変更許可について文化審議会の諮問を受けなければならない。（文化財保護法第百五十三条2の十四）</p>	<p>【弁明書】 「執行の以前に文化庁への届け出が必要」を「特別史跡名古屋城跡における現状変更を伴う工事の着手（執行）に先立ち、文化庁に対する現状変更許可の申請が必要」と解したうえで、内容については、認める。</p>	<p>文化財保護法第125条では「史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」とされており、現状変更にかかる許可は工事の着手までに必要であると解するのが妥当である。</p>
(2)	<p>国土交通省は告示15号において建築物の基本設計について、その要件を定めており、そこには「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」の項があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」こととしている。</p>	<p>【弁明書】 本告示は基本設計に関する「標準業務」を掲げたものであり、要件を定めるものではないことから、請求者の事実認定は誤りである。</p>	<p>国土交通省告示第15号は、建築士事務所の開設者が、設計等の業務を実施した場合に、請求することができる報酬の基準を定めたものであり、建築物の基本設計においてなすべき業務を定めたものではないと解するのが妥当である。</p>
(3)	<p>名古屋市は本件事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施行タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第7号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第2章 第4節 1. (6) 特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元に際し、実施設計に着手する前の基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。</p>	<p>【弁明書】 文書に当該文言が存在することは認める。 請求者の主張する業務要求水準の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。 【当初質問1への回答】 業務要求水準書は、「名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式」による公募型プロポーザルの実施に際し、技術提案を求めるための、条件等を要求水準として提示したものです。 【当初質問3への回答】 基本設計の段階とは、基本設計の段階の内容という意味です。 【事情聴取】 「業務要求水準書」において請求人の主張する箇所については、参加事業者が工程を作成するにあたって必要となるスケジュールを条件として示したものである。</p>	<p>特別史跡における現状変更については、 ①文化庁と事前協議を実施 事前協議の中で、文化庁は「復元検討委員会」の意見を徴取 ②事前協議が整った段階で正式に申請 ③文化庁長官から文化審議会への諮問 ④文化審議会からの答申 ⑤文化庁長官からの許可 ⑥工事着手 以上が基本的な手続きである。  「業務要求水準書」は、技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルに参加する事業者から技術提案を受けるにあたり、本市が要求する水準その他の事項を定めたものである。 「業務要求水準書」の記載内容に関して、請求人が摘示している部分については、プロポーザル参加者が技術提案書を作成する</p>

		<p>文化庁への資料提出については、本丸御殿の復元の例にもあるように、その都度求められたものを提出するという形になるので、基本設計が終わってからということではなく、途中でであっても文化庁から求められれば出していくという形になっている。途中なのか、完了なのかと限定するものではなく、基本設計を行っている段階から出すことができる。</p> <p>「基本設計の段階において」とは、時間の話ではなく、内容が基本設計レベルの内容のものという意味である。</p>	<p>にあたって、考慮すべきその当時のスケジュール感を示したものにすぎないと解するのが妥当である。</p>
(4)	<p>また、前項「業務要求水準書」(甲第7号証)に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書(第4回)〈平成28年2月2日公表〉(甲第8号証)(以下「回答書」という)を示しており、その「平成28年1月20日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の6として、「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了解が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問事項に対して「結構です」と肯定している。</p>	<p>【弁明書】 文書に当該文言が存在することは認める。 【当初質問5への回答】 内容については事実です。 回答の意味としては、基本設計の段階の内容において、文化審議会の答申が出され、文化庁長官により天守木造復元の現状変更が許可されれば、天守木造復元の文化庁との手続きが完了となり、実施設計の段階の内容において、文化審議会に関する業務が発生しない事を意味しています。</p>	<p>公募型プロポーザルを実施した際の応募事業者からの質問に対する回答書の趣旨については、基本設計の段階の内容において、文化審議会の答申が出され、文化庁長官により天守木造復元の現状変更が許可されれば、天守木造復元の文化庁との手続きが完了となり、実施設計の段階の内容において、文化審議会に関する業務が発生しない事であると認める。</p>
(5)	<p>また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 業務委託概要書」(甲第2号証)(以下「業務委託概要書」という)において「4.業務の内容」の「(6)関係法令等行政手続き業務」において「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され。このなかで「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」が明示されている。</p>	<p>【弁明書】 内容については認める。 【当初質問6、7への回答】 「申請に必要な事前打ち合わせ」とは、名古屋市が文化庁に対する現状変更許可の申請を行うための申請書類を作成するために受注者が行う、発注者、発注者支援者、地元有識者との打ち合わせ及び調整を指します。 「申請書類の作成」とは、現状変更許可を取得するために、必要な書類を作成することを意味します。 この業務内容に対応する受託者の実施実績として、受託者は、関係有識者及び名古屋市等と打ち合わせを行い、文化庁を含む関係機関との打ち合わせに必要な資料の内容や、名古屋市からの指示された内容の打ち合わせを行っています。 申請書類の作成は、上記内容に基づき受託者が作成しています。</p>	<p>特別史跡における現状変更許可の申請者は名古屋市長であることから、申請書は本市のみが作成するものである。 したがって、「業務委託概要書」における「申請に必要な事前打ち合わせ」とは、受注者が行う、発注者等との打ち合わせ及び調整を指すものであり、「業務委託概要書」における「申請書類」とは、当該申請に必要な説明書類等を指すものと解するのが妥当である。</p>
(6)	<p>さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 仕様書」(甲第3号証)(以下「業務委託仕様書」という)において、第23条(建築基本設計)の「(1)基本計画書」のなかで、「(S)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、この「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものでありその期間は、「回答書」(甲第8号証)に示すとおり「文化審議会に</p>	<p>【弁明書】 仕様書において「建築基本設計は、以下の項目について行う。」と規定し、「(S)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」と規定されていることについては認める。 請求人による、「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めるものである」という事実認定については否認する。</p>	<p>「業務要求水準書」の記載内容に関して、請求人が摘示している部分については、(3)で述べたとおり、その時点でのスケジュール感を示したものにすぎない。 基本設計契約の「業務委託仕様書」における「その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」とは、「(a)計画主旨～(r)工程計画」以外に、学識経験者や文化庁等との協議の結果必要となった事項について、基本計画書に追加記述する旨を規定したものであると解するのが妥当である。</p>

<p>かけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第2号証)に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。</p>	<p>請求者の主張する業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。</p> <p>「業務委託仕様書第23条(1)基本計画書(S)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」とは、(a)計画主旨～(r)工程計画以外に学識経験者及び文化庁等との協議により必要とされた事項について記述し、基本計画書として納品することを求める旨、規定したものである。請求人の事実認定は、記載の内容を誤解したものである。</p> <p>上記により、請求人が併せて主張する、条件を満たすべき期間についての主張は前提を欠くこととなり、否認する。</p> <p>名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託の業務委託概要書において、文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務として「申請に必要な事前打ち合わせ」及び「申請書類の作成」を求めていることは認める。</p> <p>【当初質問9への回答】</p> <p>受託者の実施実績としては、受託者は、名古屋市と打合せを行い、有識者や文化庁などとの協議によって必要となった内容を基本計画書に盛り込んでおります。</p>	<p>なお、平成29年5月9日に締結した基本協定書第3条第4項には、名古屋城天守閣整備事業を進めるにあたって準拠する書面について契約書が最も優先して適用される旨が規定されている。</p> <p>「業務委託仕様書」は基本設計契約を締結する際の条件となっているものであることから、「業務要求水準書」と「業務委託仕様書」の記載内容に矛盾や相違があったとしても、「業務委託仕様書」が優先されることとなる。</p>
<p>(7) 「成果品目録」(甲第12号証)は「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第10条の(3)にいう「成果品目録」であるが、「業務委託概要書」(甲第2号証)の「4.業務の内容」「(6)関係法令等行政手続き業務」「(ア)文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されている「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号34にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。</p>	<p>【弁明書】</p> <p>成果品目録に「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。」との主張については、「申請に必要な事前打ち合わせ」は、番号15「各記録」及び番号35「上記天守閣部会等の議事録等」に含まれ、「申請書類の作成」は、番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるため、否認する。</p> <p>文化庁への申請手続きは、本市の専権事項であり、請求内容の「復元検討委員会への原稿、提案を作成する」は、基本設計で履行されていることから、基本設計は完了している。「復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。」との主張については、否認する。</p> <p>実施設計業務委託における委託内容は、発注者である本市が決めるものであり、文化庁における審議等の進捗状況に関わらず、実施設計業務委託契約は適切に成立する。</p> <p>「施工もできない」とする点について、現状変更許可が得られなければ施工ができないという意味において、認める。</p> <p>【当初質問12、13への回答】</p> <p>「申請に必要な事前打ち合わせ」「申請書類の作成」に関して、契約の仕様において成果品目録以外で求めているものはありません。仕様書で求めている成果物について納品されています。</p> <p>【当初質問26への回答】</p> <p>「業務内容」「成果物」「履行状況」について、表の形式で提出</p>	<p>基本設計契約の「業務委託概要書」の業務内容に記載されている「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」については(5)で述べたとおりであり、対応する成果物については、当局に対する事情聴取の際に当該資料について確認できたことから、納品されていると認める。</p> <p>「文化庁からの現状変更許可が得られなければ天守閣整備事業は成立しない」というのは、許可が得られなければ工事着手できないという意味ではそのとおりであるが、当局事情聴取の際に説明のあった本丸御殿復元にかかる現状変更許可のスケジュールにおいては、実施設計と並行して復元検討委員会や文化審議会での審議が行われていたこと、工事の着手までに現状変更許可が得られればよいことを踏まえると、文化庁や文化審議会からの指摘や意見がすべて出された段階でなければ、基本設計や実施設計の履行ができないというものではないと解するのが妥当である。</p>

(8)	<p>本件事業においては文化庁における「復元検討委員会」の審査や、文化審議会の諮問結果は当監査請求提出日に至るも得られておらず、関係機関、文化庁より求められる建築の仕様について確定していない。</p>	<p>【弁明書】 平成30年9月21日（監査請求提出日）時点において、復元検討委員会の基本計画に対する了承及び文化審議会による現状変更許可申請に対する許可の答申が出されていないことについては認める。 「関係機関、文化庁により求められる建築の仕様について確定していない。」との主張については、本件事業において関連性が無いことと考える。 【事情聴取】 基本設計を文化庁へ出していく中で、文化庁から指摘があれば直さないといけないが、基本設計としては終わっているので、今行っている実施設計の段階で見直していくという考え方でやっている。 一般の建物においても、実施設計に入った段階で法令等細かくチェックしていくと基本設計の内容が必ずしもそのまま成立しないことが多々あり、実施設計の段階で大幅にその部分については適合ができるように変更することはよくある。 仕様については、基本的には根拠資料、昔からある史資料に基づいて、それを紐解いていって決めていくので、そういった意味で、建物の仕様が決まっていけないということはない。 どのような仕様で復元するか決めていくのは、あくまでも本市である。 （基本設計がないと、文化庁へ話ができない、と過去に経済水道委員会で答弁していた件に対し）基本設計のレベルで基本計画書をまとめて文化庁へ出す必要があるため、基本設計を進めないといけないと答弁した。</p>	<p>(7) で述べたとおり、特別史跡における現状変更許可が得られていなくても、基本設計や実施設計の施行は可能であると解するのが妥当である。</p> <p>また、本件は、戦災で焼失した木造天守閣の復元事業であり、現状変更許可の申請にあたっては、名古屋市が史資料等の根拠資料に基づいて建築の仕様を決めたうえで、基本計画書を文化庁に提出するものである。</p> <p>したがって、仮に、文化庁から仕様の変更を求められたとしても、基本設計にその変更点をすべて反映させる必要はなく、実施設計の段階で対応をすることが可能と解するのが妥当である。</p>
(9)	<p>すなわち「業務要求水準書」(甲第7号証)にいう「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」との要件が満たされておらず、平成30年3月30日に収められたとされる基本設計図書は未完成である。</p>	<p>【弁明書】 文化庁への申請手続きは、本市の専権事項である。 請求内容の業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。 本業務委託において委託した業務は基本設計における設計図書の作成を含め適切に完了しており、請求者の主張は当たらない。</p>	<p>「業務要求水準書」の記載内容に関して、請求人が摘示している部分については、(3) で述べたとおり、その時点でのスケジュール感を示したものにすぎず、また(5)～(8)で述べたとおり、「業務委託概要書」や「委託仕様書」で定められた成果物は納品されていることから、基本設計図書が未完成である、という請求人の主張には理由がない。</p>
(10)	<p>地方自治法第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと(甲第5号証)は違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則第53条)</p>	<p>【弁明書】 内容については、否認する。 基本設計業務委託において求められている内容はすべて履行されており、本業務委託は適切に完了している。よって、本業務委託の対価として受注者に対し、金員の支払いを行ったことは適法である。</p>	<p>(9) で述べたとおり、基本設計図書が未完成であるという請求人の主張には理由がないことから、未完成の基本設計図書に対して代金を支払われたことが違法である、という請求人の主張には理由がない。</p>

(11)	<p>名古屋市と受注者は平成30年2月27日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成29年5月9日から平成30年2月28日まで」としていたものを「平成29年5月9日から平成30年3月30日まで」と変更契約を締結した。(甲第9号証)</p>	<p>【弁明書】 認める。 【当初質問15への回答】 契約を変更した理由については、有識者からの意見を受けて、石垣調査の内容の確認、調査の体制などを検討したところ、工程の組み直しが必要となったため。</p>	<p>基本設計契約の契約期間の変更をしたことは、石垣調査に関する工程の組み直しが必要となったことが理由であると認める。</p>
(12)	<p>受注者は平成30年3月30日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。(甲第10号証)しかるに甲第5号証に示す「支出命令書」の「検査・確認年月日」は「平成30年3月30日」とされている。同日にはKKRホテル名古屋4階「福寿の間」において、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第26回)」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷主幹は次のように発言している。「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します 成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがあります。あるけども、基本設計としては完了しているということ」(甲第11号証)しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託 契約書」(甲第4号証)(以下「業務委託契約書」という)の約款第31条の5には「補修の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完了とみなせない。また、同条の6には「僅少の不備な点があった場合(略)成果品の引き渡しを受け取る事が出来る」とされているが、「業務委託概要書」(甲第2号証)において第23条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とはいえない。名古屋市契約規則の第53条には「工事その他の請負及び物件の買入れにかかる契約の契約代金の支払は、当該契約の目的物についての検査を完了し(略)たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされている。平成30年3月30日に収められた「段ボール5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が「支出命令書」の記載の通り、同日に終了したとするには疑義がある。正当な検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第7号証)に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第5号証)によって、その代金が支払われたことは違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則 第53条)</p>	<p>【弁明書】 受注者が平成30年3月30日に基本設計における設計図書等を含む基本設計業務委託の成果物を名古屋市に納めたこと、本業務委託に関する支出命令書の検査・確認年月日が平成30年3月30日とされていること及び平成30年3月30日にKKRホテル名古屋4階「福寿の間」において、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第26回)が開催されたことについては、認める。 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹蜂矢によるものと思料される、甲第11号証にて引用される発言内容については、当職員も正確には記憶していないが、引用される趣旨の発言をしたことは、認める。 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書(甲第4号証)における名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所業務委託契約約款第31条第5項において「修補の完了を業務の完成とみなし」との規定があること、「内容に不足があれば業務の完了とはみなせない」こと及び第6項において「僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。」こと並びに名古屋市契約規則及び地方自治法に各条文が存在することについては認める。 請求者の「平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」(甲第7号証)に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」(甲第5号証)によって、その代金が支払われたことは違法である。」との主張については、否認する。 基本設計における設計図書等を含む、基本設計業務委託は成果品を納品のうえ、平成30年3月30日に適切な検査を経て支出されており、適法であることから、請求者の主張は当たらない。 【当初質問の16、17への回答】 各発言の意味ですが、「完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく」については、修正の指摘が多ければ1日で終わるとは限らないということ。 「検査で合格しているわけではない」については、納品時点においては、完了検査に合格しているわけではないという事実を述べたものになります。 「内容に不足があれば」については、完了検査を行う中で不足が確認されれば、補正を命じるものであるという事実を述べたものになります。</p>	<p>請求人は、成果物の内容に不足があることから正当な検査・確認が行われていない旨を主張しているが、(9)で述べたとおり、本市が求めている成果物は納品されていることから、成果物の内容に不足があるとは言えない。</p> <p>また、請求人は、納品後1日で検査確認を行ったことについて疑義がある旨を主張しているが、当局は、検査については、3月15日に仮納品を受けたうえで、まず名古屋城総合事務所保存整備室技師(建築)である担当監督員2名による下検査を行い、随時口頭で修正指示を行い、訂正・差し替えを行ったうえで、3月22日に監督員による下検査を完了した旨を主張している。続いて、同室主査(建築)である主任監督員による下検査を行い、随時口頭で修正指示を行い、訂正・差し替えを行ったうえで、3月29日に主任監督員による下検査を完了し、1日で検査・確認をすることが可能な準備をしたうえで、最後に完了検査として、平成30年3月30日に予め指定した検査員(名古屋城総合事務所係長級職員)が主任監督員、担当監督員が同席した上、実際に成果物があるか、注意しなければならないところできているかなどを確認し、検査指示書による軽微な手直しの指示を行ったうえで検査確認を完了した旨を主張している。</p> <p>まず、請求人は「規程にない事前検査は無効である」と主張しているが、検査確認を円滑に行うために監督員・主任監督員が検査確認前に行った点検・修正は、多数の成果物を求める契約において合理的な手法であると解するのが妥当である。</p> <p>次に、納期が年度末の平成30年3月30日となり1日で検査確認を行う必要があったという事情を勘案して、検査確認の前に点検・修正を行っていることから、1日で検査確認を行うこと自体は不可能とは言えず、1日しか無かったことをもって検査確認が違法・不当に行われたと判断することはできないと解するのが妥当である。</p> <p>したがって、正当な検査確認が行われておらず、その代金が支払われたことは違法である、という請求人の主張には理由がない。</p>

「基本設計としては完了しているということ」については、受託者の立場として業務が完了していることを述べており、業務の完了は本市の検査の受検後になります。

検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能な準備をしました。

2段階での検査を実施したうえで、最後に完了検査として、平成30年3月30日に予め指定した検査員（名古屋城総合事務所係長級職員）が主任監督員、担当監督員が同席した上、実施をしております。

【事情聴取】

細かい部分は担当で行い、おおまかなところについて、実際に成果物があるか、注意しなければいけないところができているかなどを確認し、完了検査を行っている。

【追加質問への回答】

検査確認の流れを説明した資料を提出

【弁明書】

甲第12号証で示される各ページ数においては、認める。

「これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。」との主張については、否認する。

既に述べたとおり、検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能であり、請求者の主張は当たらない。

請求者の「事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば」との仮定については、事実ではないため、否認する。併せて、当該仮定に基づく事実についても否認する。

【当初質問16・17への回答】

検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うこととなるため、一日で検査・確認をすることが可能な準備をしました。

2段階での検査を実施したうえで、最後に完了検査として、平成30年3月30日に予め指定した検査員（名古屋城総合事務所係長級職員）が主任監督員、担当監督員が同席した上、実施をしております。

計算書等については、事前に担当監督員、主任監督員の検査を行い、検査員による完了確認検査を行いました。

「成果品目録」（甲第12号証）の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号18の構造計算書と番号29の数量調書のそれぞれのページ数である。構造計算書は14、414ページに及び数量調書も639ページにわたる。これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、事前納品を受けて別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」（甲第3号証）の第16条「指定部分完了検査」が行われた事になるが、「業務委託概要書」（甲第2号証）、「業務委託仕様書」（甲第3号証）、「業務委託契約書」（甲第4号証）及び「業務要求水準書」（甲第7号証）には「先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規程による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規程にない事前検査は無効である。

(13)

3 実施設計の無効、本件事業の停止に関する措置に対する監査委員の判断

	請求人の主張	当局の主張	監査委員の事実認定、判断
(14)	<p>名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書(甲第6号証)における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。</p>	<p>【弁明書】 内容については、否認する。 請求者は「基本設計図書が未完成」である旨、主張しているが、既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了しており、請求者の主張は当たらない。それに伴い、「基本設計が未完成であれば」とする仮定も当たらず、当該仮定に基づく各主張も当たらない。 【当初質問19への回答】 実施設計契約の業務内容ですが、実施設計は実際に工事をするための詳細設計を基本設計の成果を基に作成していきます。 具体的には、詳細な意匠設計、構造設計、設備設計、外構設計、石垣設計を実施し、またそれに必要な地盤調査や、模型等を用いた実験、シュミレーションを行います。 【当初質問20への回答】 文化庁の許可が得られていない段階で実施設計契約を締結することの見解ですが、本来、設計とは基本設計と実施設計を併せたものであり、基本設計が完了した時点において実施設計に移行できるものと考えます。 文化庁への現状変更許可の手続きについては、これら設計を進めていく過程において、文化庁の許可を得るために必要な書類を作成し、文化庁へ提出していくものであり、文化庁の許可と設計の契約を行うこととは直接関係するものではありません。</p>	<p>既に述べてきたとおり、本市が求めている成果物は納品されており、検査確認も違法・不当に行われたとはいえないことから、基本設計契約は適正に履行されており、文化庁から仕様の変更を求められたとしても、基本設計にその変更点をすべて反映させる必要はなく、実施設計の段階で対応をすることが可能と解するのが妥当であることから、請求人の主張には理由がない。</p>
(15)	<p>上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める(名古屋市会平成30年6月22日本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項)</p>	<p>【弁明書】 内容については、否認する。 既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了している。 【当初質問21、22への回答】 木材は調達後に保管を行います。その保管代金を、約159,000千円契約金に見込んでいます。 2022年に間に合わないことが発覚した場合の追加負担として、竹中から提出された木材契約に係る見積りによれば、木材保管料として年間約1億円が想定されます。</p>	<p>既に述べてきたとおり、本市が求めている成果物は納品されており、検査確認も違法・不当に行われたとはいえないことから、基本設計契約は適正に履行されており、請求人の主張には理由がない。</p>

## 住民監査請求書に関する弁明書

(1) 本件事業は国の特別史跡である名古屋城跡内において名古屋城天守建物を木造復元するものであることから、執行の以前に文化庁への届け出が必要となり（文化財保護法第百二十五条、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第一条）その現状変更許可について文化審議会の諮問を受けなければならない。（文化財保護法第百五十三条2の十四）

「執行の以前に文化庁への届け出が必要」を「特別史跡名古屋城跡における現状変更を伴う工事の着手（執行）に先立ち、文化庁に対する現状変更許可の申請が必要」と解したうえで、事実（1）の内容については、認める。

(2) 国土交通省は告示15号において建築物の基本設計について、その要件を定めており、そこには「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」の項があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」こととしている。

事実（2）の内容については、否認する。

国土交通省告示第十五号（平成二十一年一月七日）別添一において、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務として、その内容が掲げられている。基本設計に関する標準業務として、建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠を検討し、それらを統合して成果図書を作成するために必要な業務が、業務内容として掲げられており、その中に、「法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ」との項目があり「建築確認申請に係る関係機関との打合せ」として「基本設計に必要な範囲で、確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う」と掲げられている。

よって、本告示は基本設計に関する「標準業務」を掲げたものであり、要件を定めるものではないことから、請求者の事実認定は誤りである。

(3) 名古屋市は本件事業開始以前に「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）による公募型プロポーザル業務要求水準書」（甲第7号証）（以下「業務要求水準書」という）を定めており、その「第2章第4節1.（6）特別史跡における条件」において「その他、下記事項②」として「木造復元に際し、実施設計に着手する前の基本設計段階において、文化庁における『復元検討

委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」と定めている。

(4) また、前項「業務要求水準書」(甲第7号証)に対する応募事業者の質問に対する回答として「名古屋城天守閣整備事業について、質問書に対する回答書(第4回)〈平成28年2月2日公表〉(第8号証)(以下「回答書」という)を示しており、その「平成28年1月20日付けの説明書等に対する質問書についての回答」の6として「文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階であり、そこで文化審議会の了承が得られれば、実施設計段階では、文化庁における『復元検討委員会』の審査や文化審議会の手続きは不要であると考えてよろしいでしょうか」との質問に対して「結構です」と肯定している。

(3)、(4)で示された各文書に当該文言が存在することは認める。

(3)の請求者の主張する業務要求水準の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

請求者の(3)「本造復元に際し、実施設計に着手する前の基本設計段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」との要求水準書における、当該文言については、「第2章 業務の概要及び計画条件」の内、「第1節 敷地に関する事項」を説明した内容の一部であり、「(6)特別史跡における条件」を説明したものである。

「(6)特別史跡における条件」は、名古屋城は特別史跡であるため、特別史跡特有の条件を事業者へ説明するものである。

発注者である名古屋市の当該文言「実施設計に着手する前の基本設計の段階」に関する意図は、事業者に対して文化庁の復元検討委員会の審査を受けるために必要な書類は、実施設計レベルではなく、基本設計レベルの内容で審査を受けることができると説明したものであり、「基本設計が完了しないと文化庁の復元検討委員会の審査を受けることができない」「復元検討委員会の審査を受けないと実施設計に着手することができない」という条件を示したのではない。

また、設計条件については、当該文言の第2章ではなく、「第3章施設整備」において定めている。

業務要求水準書は、今回採用した技術提案交渉方式による公募型プロポーザル方式は、従来の公共工事のように、詳細に施設の構造や資材等を定めた仕様書による「仕様発注」ではなく、具体的な仕様の特定については最小限とし、市が最終的に求める内容及び水準を示すにとどめる「性能発注」である。(名古屋市PFIガイドラインより抜粋)

要求水準書は「性能発注」における、本市が最終的に求める内容及び水準を示しているものであり、要求水準を満たすものを優秀提案として選び、その提案に基づいて基本設計を進めるものである。したがって詳細な仕様を定めた「仕様書」とは異なる。

(5) また、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託業務委託概要書」(甲第2号証)(以下「業務委託概要書」という)において「4. 業務の内容」の「(6) 関係法令等行政手続き業務において「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」が示され、この中で「申請に必要な事前打合せ」と「申請書類の作成」が明示されている。

内容については、認める。

(6) さらに、「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書」(甲第3号証)(以下「業務委託仕様書」という)において、第23条(建築基本設計)の「(1) 基本計画書」のなかで、「(s) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」との記載があるが、この「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めているものであり、その期間は、「回答書」(甲第8号証)に示すとおり「文化審議会にかけられるのは、基本設計の段階」とされていることは明白である。さらに前項で述べたとおり「業務委託概要書」(甲第2号証)に示された「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」を求めている事は明白である。

ア 事実(6)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書(以下「業務委託仕様書」という。)第23条(建築基本設計)においては、「建築基本設計は、以下の項目について行う。」と規定し、「(s) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」と規定されていることについては認める。

ウ 請求者による、「文化庁等との協議によるもの」とは上記の「業務要求水準書」(甲第7号証)における「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」という条件を満たすことを求めるものである」という事実認定については否認する。

請求者の主張する業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

「業務委託仕様書第23条(1)基本計画書(s)その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの」とは、(a)計画主旨～(r)工程計画以外に学識経験者及び文化庁等との協議により必要とされた事項について記述し、基本計画書として納品することを求める旨、規定したものである。請求者の事実認定は、記載の内容を誤解したものである。

エ ウにより、請求者が併せて主張する、条件を満たすべき期間についての主張は前提を欠くこととなり、否認する。

オ 請求者の「基本設計の段階において文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」についての、基本設計の段階とは、基本設計のレベルでの内容で文化庁へ提出することを示している。

カ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託の業務委託概要書において、文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務として「申請に必要な事前打ち合わせ」及び「申請書類の作成」を求めていることは認める。

(7) 「成果品目録」(甲第12号証)は「業務委託仕様書」(甲第3号証)の第10条の(3)にいう「成果品目録」であるが「業務委託概要書」(甲第2号証)の「4. 業務の内容」「(6) 関係法令等行政手続き業務」「(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務」で示されている「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。文化庁関連で含まれているのは成果品一覧の番号34にある「文化庁復元検討委員会、天守閣部会に係る資料等の原稿」である。復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更許可の許可が得られなければ本件事業は成立しないのであって、復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。

ア 事実(7)の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 請求者による、成果品目録に「申請に必要な事前打ち合わせ」と「申請書類の作成」に係る「打ち合わせ議事録」や「申請書類」は含まれていない。」との主張については、「申請に必要な事前打ち合わせ」は、番号15「各記録」及び番号35「上記天守閣部会等の議事録等」に含まれ、「申請書類の作成」は、番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれるため、否認する。

ウ 請求者の「復元検討委員会において復元建築物の仕様について同意を得、文化審議会より現状変更の許可が得られなければ本件事業は成立しない」との主張については、現状変更の許可を名古屋城天守閣木造復元に関する現状変更許可と解し、本件事業を名古屋城天守閣木造復元事業と解する理解の元で、認める。

エ 文化庁への申請手続きは、本市の専権事項であり、請求内容の「復元検討委員会への原稿、提案を作成する」は、基本設計で履行されていることから、基本設計は完了している。請求者の「復元検討委員会への原稿、提案を作成するのみでは当該建築物の仕様を確定させたとはいえず、基本設計に続くべき実施設計も施工もできない。」との主張については、否認する。

実施設計業務委託における委託内容は、発注者である本市が決めるものであり、文化庁における審議等の進捗状況に関わらず、実施設計業務委託契約は適切に成立する。

オ 「施工もできない」とする点について、現状変更許可が得られなければ施工ができないという意味において、認める。

(8) 本件事業においては、文化庁における「復元検討委員会」の審査や、文化審議会の諮問結果は当監査請求提出日に至るも得られておらず、関係機関、文化庁より求められる建築の仕様について確定していない。

ア 事実(8)の内容については、内容ごとに述べる。

イ 平成30年9月21日(監査請求提出日)時点において、復元検討委員会の基本計画に対する了承及び文化審議会による現状変更許可申請に対する許可の答申が出されていないことについては認める。

ウ 「関係機関、文化庁により求められる建築の仕様について確定していない。」との主張については、本件事業において関連性が無いことと考える。

(9) すなわち「業務要求水準書」(甲第7号証)にいう「基本設計の段階において、文化庁における『復元検討委員会』の審査を受け、文化審議会にかけられる」との要件が満たされておらず、平成30年3月30日に収められたとされる基本設計図書は未完成である。

事実(9)の内容については、否認する。

文化庁への申請手続きは、本市の専権事項である。

請求内容の業務要求水準書の部分については、特別史跡における現状変更許可の取得について説明したものであり、受託者が行う業務を示したものではない。

本業務委託において委託した業務は基本設計における設計図書の作成を含め適切に完了しており、請求者の主張は当たらない。

(10) 地方自治法第232条の4第2項において「会計管理者は(略)当該支出負担行為に係る債務を負担していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない」とされているのであり、未完成の基本設計図書に対して、その代金が支払われたこと(甲第5号証)は違法である。(地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市契約規則第53条)

事実(10)の内容については、否認する。

基本設計業務委託において求められている内容はすべて履行されており、本業務委託は適切に完了している。よって、本業務委託の対価として受注者に対し、金員の支払いを行ったことは適法である。

(11) 名古屋市と受注者は平成30年2月27日に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」の履行期間を「平成29年5月9日から平成30年2月28日まで」としていたものを「平成29年5月9日から平成30年3月30日まで」と変更契約を締結した（甲第9号証）

認める。

(12) 受注者は平成30年3月30日に基本設計図書を名古屋市に収めたとされる。（甲第10号証）しかるに甲第5号証にしめす「支出命令書」の「検査確認年月日」は「平成30年3月30日」とされている。同日にはKKRホテル名古屋4階「福寿の間」において「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）」が行われており、同会議終了後の報道の囲み取材に対して、名古屋城総合事務所の蜂谷（注：ママ）主幹は次のように発言している。「基本設計の完成物の検査ですが、今日1日で終わるわけではなく、すごい量ですから、段ボール5箱くらいあるので、随時検査します成果品としてはいただきました。検査で合格しているわけではないものですから、検査をさせていただいて、内容に不足があればさらに追加を求めることがありえる。あるけども、基本設計としては完了しているということ」（甲第11号証）しかし「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書」（甲第4号証）（以下「業務委託契約書」という）の約款第31条の5には「修補の完了を業務の完成とみなし」とあり「内容に不足」があれば業務は完成とみなせない。また、同条の6には「僅少の不備な点があった場合（略）成果品の引き渡しを受け取ることが出来る」とされているが、「業務委託概要書」（甲第2号証）において第23条(1)の(S)として一項を割いて定義された事項についての不履行は本質的な不足であり僅少とは言えない。

名古屋市契約規則の第53条には「工事その他の請負及び物件の買入れに係る契約の契約代金の支払いは、当該契約の目的物について検査を完了し（略）たのちでなければすることができない」とあり、地方自治法は第232条の4第2項において「会計管理者は（略）当該支出負担行為にかかる債務が確定していることを確認した上でなければ、支出をすることが出来ない」とされている。平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」（甲第7号証）に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」（甲第5号証）によって、その代金が支払われたことは違法である。（地方自治法第232条の4第2項、名古屋市会計規則第71条、名古屋市規約規則第53条）

ア 事実（12）の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 受注者が平成30年3月30日に基本設計における設計図書等を含む基本設計業務委託の成果物を名古屋市に納めたこと、本業務委託に関する支出命令書の検査・確認年月日が平成30年3月30日とされていること及び平成30年3月30日に

KKRホテル名古屋4階「福寿の間」において、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第26回）が開催されたことについては、認める。

ウ 観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹蜂矢によるものと思料される、甲第11号証にて引用される発言内容については、当職員も正確には記憶していないが、引用される趣旨の発言をしたことは、認める。

エ 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託契約書（甲第4号証）における名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所業務委託契約約款第31条第5項において「修補の完了を業務の完成とみなし」との規定があること、「内容に不足があれば業務の完了とはみなせない」こと及び第6項において「僅少の不備な点があった場合において、発注者が使用上支障がないと認めるときは、発注者の認定する額を委託代金額から値引きの上、成果品の引渡しを受けることができる。」こと並びに名古屋市契約規則及び地方自治法に各条文が存在することについては認める。

オ 請求者の「平成30年3月30日に収められた「段ボール箱5箱」の建築基本設計図書の検査・確認が行われておらず、上で指摘した「業務要求水準書」（甲第7号証）に示された条件を満たしていないため、「支出命令書」（甲第5号証）によって、その代金が支払われたことは違法である。」との主張については、否認する。

基本設計における設計図書等を含む、基本設計業務委託は成果品を納品のうえ、平成30年3月30日に適切な検査を経て支出されており、適法であることから、請求者の主張は当たらない。

(13) 「成果品目録」（甲第12号証）の内「名古屋城整備事業基本設計その他業務委託成果品の対象ページ数について」で示されているのは「成果品目録」の中の成果品一覧の番号18の構造計算書と番号29の数量調書のそれぞれページ数である。構造計算書は14,414ページに及び数量調書も639ページにわたる。これらの納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。また、事前納品を受け別途検査・確認を行ったとするのであれば、「業務委託仕様書」（甲第3号証）の第16条「指定部分完了検査」が行われたことになるが、「業務委託概要書」（甲第2号証）、「業務委託仕様書」（甲第3号証）、「業務委託契約書」（甲第4号証）及び「業務要求水準書」（甲第7号証）には「先立って引き渡しを受けるべきことを指定した部分」はなく、当該規定による「指定部分完了検査」が行われてはいない。規定にない事前検査は無効である。

ア 事実（13）の内容については、内容ごとに認否を述べる。

イ 甲第12号証で示される各ページ数においては、認める。

ウ 請求者の「これらを納品後1日で検査・確認されたとするには疑義がある。」との主張については、否認する。

既に述べたとおり、検査については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任

監督員による点検・修正を経て、精査のうえ納品された成果物に対して検査を行うもので、担当監督員、主任監督員、受注者立会いのもと検査員において合理的に検査・確認を行えるため、一日でできており、請求者の主張は当たらない。

**なお、当局としては住宅都市局の完「検査の流れを参考に検査を実施した。**

エ 請求者の「事前納品を受け別途検査・確認を行ったとするのであれば」との仮定については、事実ではないため、否認する。併せて、当該仮定に基づく事実についても否認する。

(14) 名古屋城天守閣整備事業実施設計業務委託契約書（甲第6号証）における業務内容が参照する設計図書とされるものは、上記基本設計図書を指すものであるが、以上述べた通りその内容は未完成である。基本設計が未完成であれば、対象となる建築物の仕様は未確定であり実施設計を行うことはできない。ゆえに同契約は無効であり、取り消されるべきである。

事実（14）の内容については、否認する。

請求者は「基本設計図書が未完成」である旨、主張しているが、既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了しており、請求者の主張は当たらない。それに伴い、「基本設計が未完成であれば」とする仮定も当たらず、当該仮定に基づく各主張も当たらない。

(15) 上記基本設計図書が未完成であれば、本件事業の計画に遅延が発生する。しかるに本件事業において、すでに木材購入費用が予算計上されており、これを購入した場合、その保管代金が発生する恐れがある。暫定的な損害拡大防止措置として本件事業の停止を求める（名古屋市会平成30年6月22日本会議における浅井正仁市議の質問に対する廣澤一郎副市長並びに渡邊正則観光文化交流局長の答弁、地方自治法242条3項）

事実（15）の内容については、否認する。

既に述べたとおり、基本設計における設計図書等の作成を含む基本設計業務委託は完了している。

名古屋城天守閣整備事業にかかる住民監査請求

当局に対する事情聴取 質問事項

1 質問3について

「基本設計の段階において」とは、基本設計の途中という意味なのか、それとも基本設計が完了してからという意味なのか、どちらでしょうか。

○両方の意味があります。

2 質問4について

(1) 手続きの流れについて、図でお示してください。

(2) 現状変更許可申請で提出が必要となるものを教えてください。

(3) 基本計画書とはどのような位置付けのもので、どのような内容が記載されているかを教えてください。

(1) 別紙 2-(1) を提出

(2) 史跡の名称、指定年月日、所有者氏名又は名称及び所在地、史跡の現状変更等又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由などの記載や、現状変更等の内容及び実施方法、実施場所などを示した資料を添付して提出しています。

(3) 基本計画書は、天守閣木造復元を行うために、復元検討委員会にて審議して頂くための資料としています。

内容としましては、復元の意義などを示した復元整備基本構想や、復元のための根拠史料及びそれを検証した資料、防災計画などの内容が盛り込まれています。

3 質問9について

「有識者や文化庁などとの協議によって必要となった内容を基本計画書に盛り込んでおります」とあるが、具体的に誰との協議で基本計画書のどこにどのような内容を盛り込んだのかご説明ください。

○天守閣部会及び石垣部会などの有識者や文化庁文化財第二課（旧文化庁記念物課）の主任調査官です。

○現天守の評価について、基本計画書に盛り込んでいます。

○一例として、平成29年12月26日 文化庁復元検討委員会において、復元整備基本構想が報告され、本市が平成30年2月5日 平成29年12月26日開催 復元検討委員会での指摘事項を受領した。その内容は、「後都市文化の象徴であるRC（SRC）造天守を解体するにはなお議論を尽くす必要がある。史料の豊富さということのみで、名古屋城天守閣を木造するという考え方が正当化できるかどうか検討を要する。」などの3項目を、復元整備基本構想に盛り込んでいます。

4 弁明書（7）イ、質問7・11について

「申請に必要な事前打ち合わせ」は番号15「各記録」及び番号35「上記天守閣部会等の議事録等」に含まれ、「申請書類の作成」は番号34「文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿」に含まれる」とありますが、該当部分をご提出ください。多数に渡る場合は抜粋でも結構です。

○該当資料を抜粋して提出。

5 弁明書（8）ウについて

- (1) 「本件事業」とは、弁明書（7）ウで定義されている「名古屋城天守閣木造復元事業」と同じ意味でしょうか。
- (2) 「本件事業において関連性が無い」というのはどういう意味か、詳細に教えてください。

- (1) 名古屋城天守閣木造復元事業の意味です。
- (2) 天守閣木造復元は、多くの史資料等によって建築の仕様を確定していくものであり、求められて建築の使用を確定するものではないため、「関係機関、文化庁より求められる建築の仕様について確定していない。」との主張は、木造復元を行うという本事業において関連性が無いという意味で回答致しました。

6 質問15について

- (1) 石垣調査の内容の確認、調査の体制などの検討の結果、どのような工程の組み直しをしたのか具体的に教えてください。
- (2) 工程の組み直しにより、当初の契約期間である2月末日をもって完成できなかった成果物は何でしょうか。

(1) 石垣調査については、石垣部会から指導・助言がいただけない事から、2ヶ月ほど調査を見合わせておりました。

その後、石垣部会が再開され、見合わせていた2ヶ月分の調査の内容を精査し、工程の見直しを行いました。

変更内容

- ・発掘調査の再開による工期の延長
- ・天守台周りの地盤調査変更（ポーリング、平板載荷試験の減）
- ・発掘作業中断による現場養生

(2) 天守台石垣の発掘調査が完成できませんでした。

7 弁明書（13）、質問16・17について

- (1) 担当監督員による点検・修正、主任監督員による点検・修正および検査員による完了検査がいつ、どのように行われたのか具体的に教えてください。
- (2) 担当監督員、主任監督員、検査員はそれぞれどのような資格が必要ですか。必要な資格があるのであれば、今回の担当監督員、主任監督員、検査員の保有状況を教えてください。

(1) 完了検査の前については、事前に名古屋城総合事務所保存整備室技師（建築）である担当監督員による点検・修正、続いて同室主査（建築）である主任監督員による点検・修正を経る２段階での検査を実施しております。

その上で、最後に完了検査として、平成30年3月30日に予め指定した検査員（名古屋城総合事務所係長級職員）が主任監督員、担当監督員が同席した上、実施しております。

(2) 担当監督員、主任監督員、検査員に特別な資格はございません。

## 8 質問 2.1 について

現契約における木材の調達時期および保管期間を教えてください。

また、保管場所や保管方法はどのようなのでしょうか。

○木材の調達につきましては、現在、調査・手配・調達を進めているところです。また保管期間については、検討しているところと竹中工務店からは聞いております。

○保管期間は、木材契約に係る見積によれば、18ヵ月を想定しております。

○保管場所、保管方法につきましては、竹中工務店からは保管場所は愛知県、岐阜県、奈良県などを想定しており、保管方法としては、適切な品質確保が出来るように保管すると聞いております。

具体的には、木材は乾燥が大事であり、その乾燥に伴って割り、反り、ひねりが発生します。そういうところを注意して保管いたします。

## 9 質問 2.3 について

当初からのスケジュールすべて（経済水道委員会等で公式に提出されているもので結構です）について、変更時期及び理由を付してご説明をお願いします。

○平成28年度、29年度経済水道委員会の資料を提出

## 10 質問 2.4 について

「文化庁の許可と設計の契約を行うことは直接関係するものではありません」とありますが、文化庁の許可については具体的にいつまでに得られていればいいのでしょうか。

○現状変更許可は、10月の文化審議会に諮られ取得する予定でした。今後は、文化庁より石垣部会との認識の一致を求められているので、その課題を解決し、出来るだけ早く許可を取得したいと考えております。

名古屋城天守閣整備事業に係る住民監査請求  
当局に対する事情聴取 質問事項（追加分）

1 以前の経済水道委員会でのやりとりで、基本設計がないと文化庁に出せないとの答弁があったので、その答弁について説明していただきたい。

○平成 28 年 4 月 22 日経済水道委員会の議事録を提出。

2 本丸御殿のときの文化庁との手続きの流れを知りたい（許可がいつの段階でおりたのかなど）。

○名古屋城本丸御殿復元に係る現状変更許可のスケジュールを提出。

3 文化庁の許可について具体的にいつまでに得られていけばいいのか、は過去の市会や経済水道委員会での議事録でも出してほしい。

○平成 28 年 11 月 30 日経済水道委員会、平成 29 年 2 月 21 日経済水道委員会の議事録を提出。

4 検査確認については疑念を抱いている。1 点目は、3 月 30 日に検査確認をして、同日に支出命令書を作成している点について、住宅都市局に確認したところ、同日に支出命令書を作成するようなことはあり得ないと言っていた。2 点目は、段階的に検査確認をしていることについて、一部納品みたいなやり方が認められるのか、付きっきりで検査確認していたら委託の意味が無いのではないかと。紙での腹に落ちる説明が欲しい。

○完了検査までの流れを紙面にて提出。

○完了検査終了日に支出命令書を作成することについては、完了検査までの流れにおいて、担当監督員による点検・修正、主任監督員の点検・修正を経た成果品が検査員による完了検査を受け、業務の履行が確認できたことから、速やかに支出命令を作成した結果、完了検査日と同日になったものです。

5 追加で以下の資料をご提出ください。

①基本設計業務より、文化庁の許可申請を抜いたという基本設計の変更契約書

②検査に入ったとされる職員への出向命令書、または勤務表。及び交通費の清算書

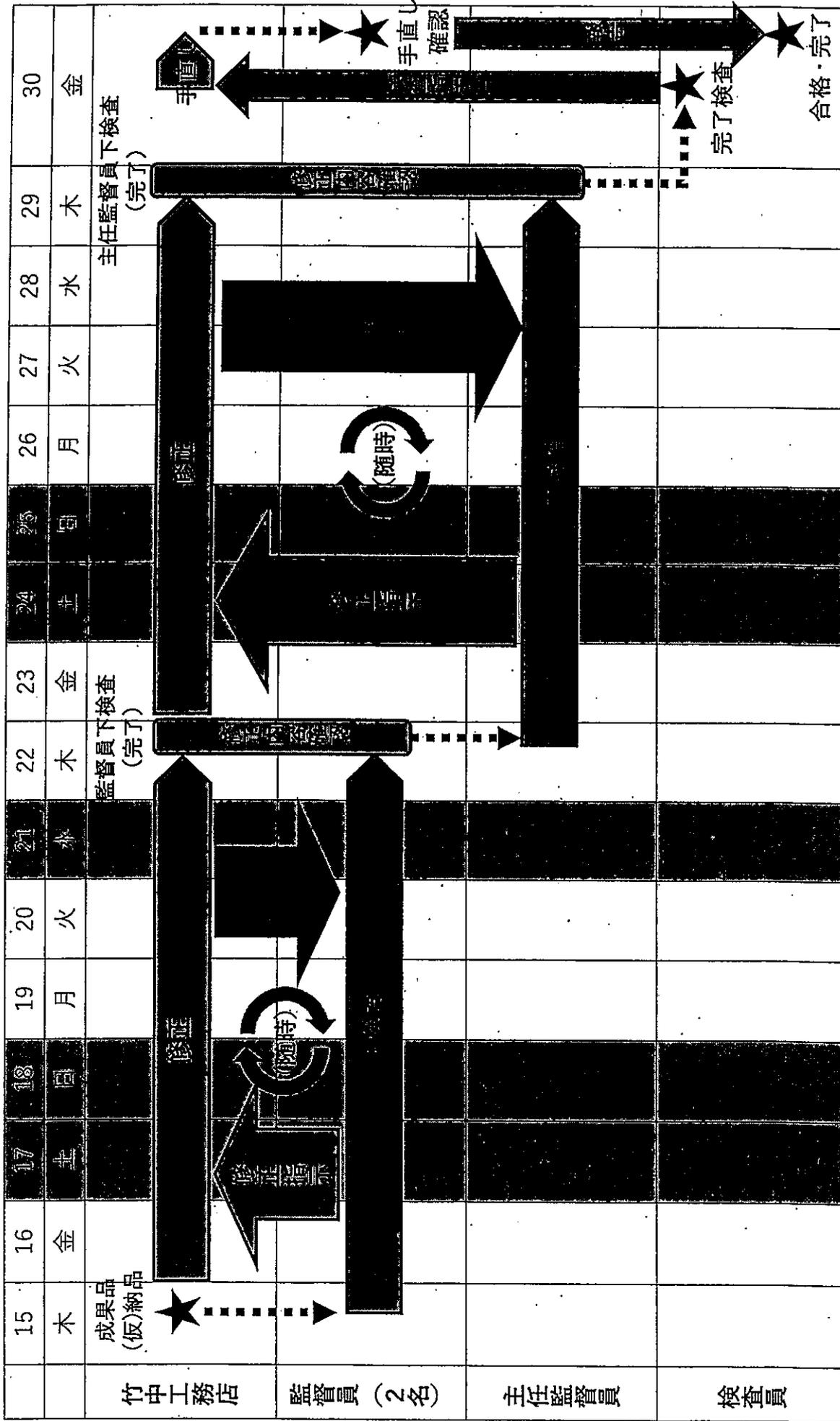
③発注者支援業務受注者である、安井建築設計との業務契約書

○①の質問の内容は存在しない。

○②完了検査などは名古屋城敷地内で行われているため、該当職員の出張等は発生していないことから、質問の内容は存在しない。

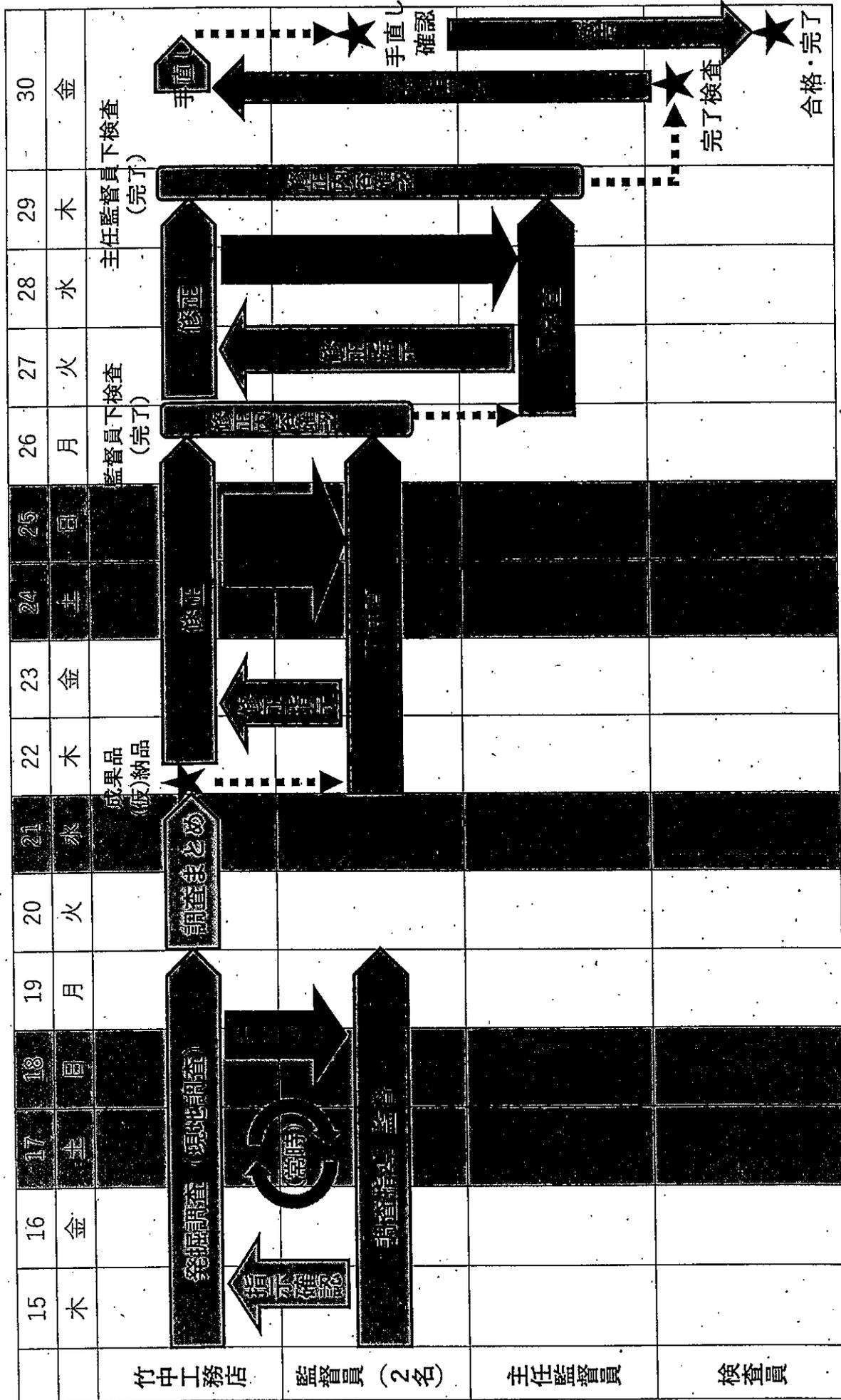
○③契約書、契約約款を提出。

○名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務の検査の流れ (木造天守復元編)



※ 成果品は (仮) 納品後、名古屋城総合事務所で保管しており、訂正・差替え、下検査・完了検査については、すべて事務所内で行っている。

○名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務の検査の流れ (石垣基礎調査編)



※ 成果品は (仮) 納品後、名古屋城総合事務所で保管しており、訂正・差替え、下検査・完了検査については、すべて事務所内で行っている。

